

前橋警察署協議会議事録

(令和6年度第4回定例会議)

開催日時		令和7年2月26日(水) 午後3時30分から午後4時40分までの間	
開催場所		前橋警察署大会議室	
出席者	委員 (定数15人)	小林会長、渋谷委員、丸山委員、岡安委員、萱野委員 瀬尾委員、根岸委員、五十嵐委員、伊藤委員、内山委員 小野委員、高坂委員、福島委員	計13人
	警察	田村署長、両角副署長、関根会計官兼会計課長、 宮内刑事生活安全官、板井交通官兼地域官、佐藤警務課長 新井生活安全課長、田口地域課長、深田刑事第一課長 荒舘刑事第二課長、阿部交通課長、梅村警備課長、警務係長 警務係員	計14人
	その他		
議 事 の 概 要			
1 協議会長挨拶 皆様からの御協力をいただきながら、2年間、会長の職を務めさせていただき、この間、大過なく会を運営することができた。 協議会の委員を務めた任期中、一般の市民では視察する機会のない警察本部や警察署等を視察でき、委員としての知見を広げるとともに個人的にも貴重な経験ができた。 本日も、活発な御発言をお願いしたい。 2 警察署長挨拶 月日がたつのは早いもので、本日が、今年度最後の定例会議であり、このメンバーによる最後の会議となるので、これまでも増して、忌憚のない意見交換の場となるようお願いしたい。 昨年中の当署管内の治安情勢は、全体としては平穏に一年を終えることができたと感じているが、本年に入ってから、死亡事故や重傷事故等も発生しているので、気を緩めることなく、引き続き、署員一丸となり、市民に寄り添った警察活動を強力に推進する所存である。 3 管内概況説明（説明：田村署長） (1) 刑法犯認知・検挙状況（令和6年中） (2) 少年犯罪検挙人員状況（ 〃 ） (3) 特殊詐欺認知状況（ 〃 ） (4) 交通事故発生状況（ 〃 ） (5) 110番通報受理警察署別状況（ 〃 ） 4 質問・回答（○～委員、●～署長等） ○ 検挙された被疑者は、その後どうなっているか。再犯率はどのくらいなのか。〔質問〕			

- 警察で検挙した被疑者については、その事件を検察庁に送致して検察官にその処分を委ねる。身柄拘束中の被疑者であっても、不起訴処分、罰金、執行猶予等の判決がなされると釈放され、社会復帰することになる。

犯罪白書によると、令和5年の刑法犯検挙者中の再犯者率は47%、検挙された被疑者の約半数が再犯者ということになる。

平成9年以降上昇傾向にあった再犯者率は、令和3年から3年連続で低下しており、警察などで行っている暴力団員の社会復帰支援をはじめ、様々な再犯防止対策について、一定の成果が現れているものと考えられる。

しかし、半数近くの者が犯罪を繰り返すということは事実であるので、警察としても積極的な検挙活動を推進し、こうした者を一人でも多く検挙してまいりたいと考えている。〔回答〕

- 爆破予告があったとき、警察はどのように対応しているか。検挙率がどれくらいか。犯罪抑止のためにどのような活動をしているか。〔質問〕

- 爆破などの犯行予告に対しては、対象施設の警戒、危険物の検索、付近住民の避難、対象者等の身辺警戒等、予告された犯行に応じて被害防止対策を行っている。犯人は、電子掲示板やSNS等に犯行予告を行うことから、サイバーセンターなどと連携して発信元の特定や同種の書き込みを確認するなど、インターネットに関する多角的な捜査を行っている。

犯行予告に関する検挙率については、公表している数値がないが、威力業務妨害罪や脅迫罪等に該当する可能性があり、特定に至った被疑者は検挙している。

この種の犯罪抑止のため、県警ホームページや各種防犯講話等では、犯行予告を軽い気持ちで書き込まないように啓発活動を行っている。〔回答〕

- 自転車利用者（特に外国人）の学校等に訪問して交通ルールの教育と保険加入を呼びかけてもらいたい。〔要望〕

- 前橋署では、全ての年齢層の自転車利用者に対し、自転車マナーアップ等の交通安全教育や交通違反に対する指導取締り、自転車の点検整備と損害賠償責任保険等の加入促進の広報啓発活動を実施している。

日本で生活する外国人に対しては、母国と日本の交通ルールの違いを学び、日本の交通状況や交通ルールの理解を深め、交通安全意識を高めるとともに、外国人が所属する企業や学校を中心に警察官による交通安全教室を実施している。「日本の交通ルール」というDVDの視聴や母国語で書かれた「日本の交通ルール」のチラシ等を使って分かりやすい説明を行っているほか、警備課員による防犯教室も行っている。

また、「群馬県警察公式Facebookページ」では、外国人が安全に生活するための防犯、交通、災害等の情報を発信している。〔回答〕

- 本町三丁目交差点の信号を右折する際、時間によっては渋滞で右折できないので、右折矢印信号への変更を検討してほしい。〔要望〕

- 同信号機交差点については、現在、集中制御運用を行っている。この運用は車の流れをキャッチする「車両感知器」が要所要所に取り付けられおり、時々の交通状況に応じた運用を行うものである。

同交差点については、特に平日朝・夕の時間帯で車両の渋滞が発生していることは承知しているが、終日の右折需要台数や主道路側直進車への影響、国道50号上の渋滞への影響等を総合的に考えると、現時点では、すぐに右折矢印信号を設置することは難しい。

今後の交通量の変化や道路改良等に留意しながら、必要に応じて、右折矢印信号の設

置や設定秒数の変更等についても検討してまいりたい。〔回答〕

- 介護ヘルパーが利用者宅を訪問する際、駐車スペース確保（路上駐車利用における制度の緩和）の検討をしてほしい。〔要望〕

- 道路交通法では、警察署長による駐車許可の規定を設けており、「引っ越しや荷物の積み卸し」、「訪問介護」等、駐車以外の手段では目的達成が困難と認められる用務で、駐車禁止場所に駐車する必要がある場合は、警察署長の許可を受けることで、公安委員会が規制する駐車禁止場所への駐車を可能にしている。

しかし、交通安全等の観点から、道路交通法により許可され駐車できる場所を定めているため、現状では、更なる規制緩和は難しい。〔回答〕

- 夜間のウォーキングや犬の散歩において、ライト等があるだけで交通安全や犯罪抑止に効果があると感じるので、ライトの義務化や推奨が有効と感じる。〔意見〕

- 警察では、現在、交通事故防止対策の一環として、高齢者等への交通安全指導や交通安全教育等を通じて、靴や鞆などの所持品に反射材を直接貼付するなど、高齢者を中心とした反射材普及活動を推進している。

昨年県内において歩行中に交通死亡事故にあわれた死者の方は、夜間に自宅周辺で車にはねられている方が多く、全ての方が反射材を着用していなかった。

高齢者が集まる会合などにおいて、反射材の着用やライトの携行の有効性、注意点等を分かりやすく説明を行っている。〔回答〕

5 連絡

今回の開催予定について、令和7年6月中に開催することを決定した。

6 感謝状贈呈

令和7年5月末で退任となる委員7人に対して、警察署長の感謝状を贈呈した。

7 配布資料

前橋警察署協議会資料 ～令和6年度第4回定例会議～

以 上